

別表第1(第6条関係)

設 置 場 所	児 童 会 名
向日市立向陽小学校	向日市第1留守家庭児童会
向日市立第2向陽小学校	向日市第2留守家庭児童会
向日市立第3向陽小学校	向日市第3留守家庭児童会
向日市立第4向陽小学校	向日市第4留守家庭児童会
向日市立第5向陽小学校	向日市第5留守家庭児童会
向日市立第6向陽小学校	向日市第6留守家庭児童会

別表第2(第24条関係)

階 層	算 定 の 基 準	基本協力金 (月額)	延長利用に 係る協力金	夏季休業日 のみ入会す る児童の協 力金	夏季休業日 等の早朝利 用に係る協 力金
A	生活保護・生活支援給付・準要保護世帯・住民税非課税世帯・住民税均等割のみの世帯	0円	0円	0円	0円
B	住民税の額が16,000円未満の世帯	2,700円	都度利用 200円 ただし、1月 当たりの上 限額を3,000 円とする。	3,700円	都度利用 100円
C	住民税の額が16,000円以上96,000円未満の世帯	4,300円		5,800円	
D	住民税の額が96,000円以上220,000円未満の世帯	5,900円		7,900円	
E	住民税の額が220,000円以上300,000円未満の世帯	7,000円		9,300円	
F	住民税の額が300,000円以上の世帯	8,000円		10,000円	

※1 同一世帯に属する児童が2人以上入会している場合のそれぞれの児童の基本協力金の額は、2人目については上の表に定める基本協力金の額から1,000円を減額した額とし、3人目以降については0円とする。

※2 算定の基準にある住民税の額は、16歳未満のものを扶養している場合は一人につき33万円を、16歳以上19歳未満のものを扶養している場合は一人につき12万円を所得控除額に加算して算出することとする。